



DAIWA だより

2014年第7号発行：2014年11月株式会社ダイワ

株式会社ダイワ「50年の歩み」

次世代にも引き継ぐべき自然環境を守り、造りだす会社をここ湘南の地に創立して以来、今年で50周年を迎えることが出来ました。

これもひとえに皆様のご支援、ご協力の賜物と心より感謝申し上げます。

今から50年前の昭和40年。当時日本は高度経済成長の時代であり、またその代償として各地で公害が問題となりました。そのような中で、創設者の山本善和初代社長は「明るい環境づくりに奉仕する」をモットーとする株式会社ダイワをここ神奈川県平塚市に設立、浄化槽の設計・施行・管理を生業としました。

昭和46年、ダイワは工場排水、大気汚染等、各種公害分析及び測定を開始します。この年の前の昭和45年、環境基準や各種排出基準を制定した公害国会が開かれた年であり、初代社長は分析測定業の需要が拡大することを見抜き開始致しました。更に、昭和48年、平塚と同じ都市圏内である千葉県東金市に第2の拠点となる千葉営業所（現在の千葉支店）を開設いたしました。以後、ダイワは神奈川県と千葉県に環境測定を通じ地域貢献して参りました。

平成8年、分析技術の向上及び新規分析項目の対応に備え、平塚市東豊田に中央研究所を設立し、分析機器等の設備を一新。平成10年同様に、千葉支店の新社屋を設立致しました。

こうして、設備を一新した後の平成11年、山本善和初代社長は会長に就任し、株式会社ダイワ2代目社長として現在の山本哲也氏を迎えました。

山本哲也社長のスローガン、

「夢で始まり、意欲で発展し、義務感で成功する。」
ご自分の座右の銘として心の中に留めている言葉だそうです。



この言葉の通り、山本哲也社長就任後、国際規格ISO9001の認証取得、ダイオキシン類分析に係わる特定計量証明事業の登録、MLAPの認証取得、または厚生労働省水道法20条登録も進めて参りました。

進み行く環境問題、終着点の無いこの環境問題に、私たち株式会社ダイワは義務感と定め、今後もお客様満足度高上を胸に70周年、100周年を目指して参ります。ダイワは皆様と共に、これからも明るい環境づくりに奉仕して参ります。どうぞ宜しくお願ひ申し上げます。

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ①

改正の趣旨

ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)について、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)
政令	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 特定化学物質(第2類物質)に追加 ①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③ ◆ 名称等を表示すべき有害物として追加 ◆ 配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務
特化則	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」の特化則の適用となる業務を、「成形・加工・包装の業務」に限定 局所排気装置の設置、容器の使用、貯蔵場所への関係者以外の立ち入り禁止、漏洩の防止、洗浄設備の設置、緊急時の医師による診察・処置、保護具の備付け等の義務付け ◆ 作業主任者は、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(配置転換後のものを含む。)の項目を設定 ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

労働安全衛生法施行令及び特定化学物質障害予防規則等の改正案の概要 ②

改正の趣旨

発がんのおそれのある有機溶剤について、化学物質のリスク評価検討会において、検討を行ったところ、職業がんの原因となる可能性があることを踏まえ、これらの物質を製造または使用して行う有機溶剤業務を対象として、記録の保存期間の延長等の措置を講じる必要があるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

改正の内容

次の物質を措置対象物質に追加。主要な措置は下記のとおり。

物質名	クロロホルム、四塩化炭素、1, 4-ジオキサン、1, 2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン
政令	<p>特定化学物質(第2類物質)に追加 (※これに伴い、有機溶剤から削除。)</p> <p>①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ジクロロメタンについて、配置転換後の特殊健康診断を行うべき有害な業務に追加 等 <p>(※) 名称等を表示する義務については、現行、すでに対象となっている。</p>
特化則	<p>物質の類型として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「特別有機溶剤等(旧エチルベンゼン等)」に特化則の適用となる業務を、「有機溶剤業務」に限定</p> <p>容器の使用、有機則に準じた措置等の義務付け、緊急時の医師による診察・処置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 作業主任者は、有機溶剤作業主任者技能講習の修了者から選任 ◆ 特殊健康診断(ジクロロメタンについては配置転換後のものを含む。)の項目を設定(※) ◆ 作業環境測定結果、健康診断結果、作業記録等の30年保存等の義務付け(=「特別管理物質」に追加) 等

物質については、現行の有機則と概ね同様の項目について、常時従事する労働者に対する健康診断の項目を設定。

施行期日等

- ・ 平成26年8月中旬公布
- ・ 平成26年11月1日施行 ※ただし、一部の規定については必要な経過措置を定める。

建築物石綿含有建材調査者の制度化について

民間建築物における吹付け石綿等の対策については、平成 17 年 7 月 14 日付け国住指第 1049 号、同年 8 月 8 日付け国住指第 1250 号等において、昭和 31 年頃から平成元年に施工された延べ面積が概ね 1,000 m²以上である建築物を対象に使用実態把握と飛散防止対策の徹底をお願いしてきたところです。また、平成 19 年 12 月には、総務省による石綿対策に関する調査の結果に基づき、1,000 m²未満の民間建築物及び平成 2 年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討するよう勧告がなされました。

これらを踏まえ、社会資本整備審議会建築分科会アスベスト対策部会において、今後の民間建築物の石綿対策について審議いただき、今後の石綿実態調査を進めるにあたっては、「本格実施のための環境整備を行うことが重要」であり、「特に、建築物調査者の育成等について先行的に検討」することとされ（平成 21 年 6 月 12 日、第 5 回アスベスト対策部会）、これを受けた具体的な対応についてワーキンググループを設置し検討を進めてきたところです。

この度、これらの検討結果を受け、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」（平成 25 年 7 月 30 日公示）を定め、一定の要件を満たした機関を国土交通省に登録し、当該機関が行い講習を修了した者に建築物石綿含有建材調査者の資格を付与する制度を創設しました。これにより、中立かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を図ってまいります。

（国土交通省、報道資料 引用）

上記に伴い、我がダイワでは平成 26 年 8 月 19 日に建築物石綿含有建材調査者の資格を取得しました。今後も、石綿調査に対する国の動向に対応できる様に考えています。

水質基準強化に伴う定量下限値について

平成 26 年 7 月に開催された平成 26 年度第 1 回水質基準遂次改正検討会において、ジクロロ酢酸（現行基準値 0.04 mg/L 以下）及びトリクロロ酢酸（現行基準値 0.2 mg/L 以下）の基準値を、それぞれ 0.03 mg/L 以下に強化する案が示されました。厚生労働省では、今後、意見募集を行った後、厚生科学審議会生活環境水道部会における審議等を経て水質基準に関する省令等の改正を行い、平成 27 年 4 月 1 日から施工する予定です。

現在、弊社では、ジクロロ酢酸及びトリクロロ酢酸の水質検査は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号）」の別表第 17 又は別表 17 の 2 に基づいて行われていますが、基準値強化に伴い求められる定量下限（基準値の 10 分の 1 以下）も変更となりますので、基準値強化後の定量下限に対応できるように検討を行い、目標値の測定を可能としました。

<ちょっと一休み>

今、木材が見直されているみたい？

一昔前、木造の家、おもちゃ等木のぬくもりを感じて生活していましたが、近年また木材が見直されています。森林の木は地面に光がさし込まなくなる前に間伐します。手を入れた森林の土は雨水の吸水性に優れ、時間をかけて地下深くまで水をしみ込ませ、ゆっくりとろ過し、きれいな地下水を作ります。地下水は、森林の水をからすことなく少しづつ川にながれていきます。

かつて多くの製材所があり、そこで働く人も多くいましたが、今では製材できる人が減っています。

赤ちゃんが初めて出会うおもやは、五感に程良い刺激を与える木のおもやは良いとのことで、乳幼児期に最適だそうです。

また木の家は調湿作用があるといわれ、夏は涼しく、冬は暖かい、コンクリートの約10分の1という熱伝導率、不快な高・低音を吸収した耳当たりのよい音、低い反射率がもたらす目に優しい光で、快適な空間をもたらしてくれるそうです。

小田原市では「木づかい」のまちを目指す取り組みが進んでいるそうです。

市役所2階総合案内カウンター、小田原市地下街 街かど案内所、一夜城歴史公園

駐車場トイレ等、木材を使用した施設があります。足を運んで見たら楽しいかな？



まぼろしの果実 湘南ゴールドをご存知ですか？



湘南ゴールドは、神奈川県が12年の歳月をかけてさわやかな香りと濃厚な味が特徴的な黄金柑と今村温州を掛け合わせて誕生した神奈川県オリジナルの柑橘ブランド「幸せを呼ぶ新感覚オレンジ」として注目を集めているそうです。

黄金柑は実が小さく、果実がむきにくいという難点がありました。湘南ゴールドは黄金柑より実が大きく、果皮も滑らかで柔らかく、十分な甘さがあり、果肉はやわらかくとてもジューシーで他のオレンジ類を圧倒する華やかな香りを持ち、「まるで香水のよう」といわれるほどだそうです。そんな湘南ゴールドが出回るのは、春先のほんの1か月程度で市場にはほとんど出回ることのない希少フルーツです。湘南ゴールドを使った商品が数多く作られています。ジャム、ゼリー、ワイン、ケーキ、果汁だけでなく皮も果実も丸ごと使用したビールもあるそうです。注いだ瞬間から、飲み終えた後のゲップまで、華やかな香りを感じ、ジューシーな風味が広がり、後味には皮特有の苦味を感じることが出来るそうです。また、「湘南ゴールドもなかアイス」も発売されたみたいです。

まぼろしの果実といわれる湘南ゴールドが生産地である神奈川県西部だけでなく、色々なところで色々な形となり、発売されているとのこと。機会があれば、一度食べてみたいですね。

株式会社 ダイワ <DAIWA>

本 社 ●住所：〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田369
TEL：0463（53）2222（代） FAX：0463（53）2233

千葉支店 ●住所：〒283-0062 千葉県東金市家徳238-3
TEL：0475（58）5221（代） FAX：0475（58）5415

小田原支店 ●住所：〒256-0811 神奈川県小田原市田島734-14
TEL：0465（42）2354（代） FAX：0465（42）1652

URL <http://www.daiwa-eco.com> e-mail info@daiwa-eco.com